監査委員公表第２号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第１項及び第２項並びに第４項の規定に基づき、令和８年９月 10 日までに実施しました令和８年度定期監査の結果について、同条第９項の規定により次のとおり公表します。

令和８年 10 月 27 日

四日市港管理組合

監査委員　樋　口　　孝

監査委員　倉　本　崇　弘

第１　監査の概要

１　監査基準の準拠及び監査の種類

本定期監査は、「四日市港管理組合監査委員監査基準」第２条第１項第１号の財務監査（地方自治法第 199 条第１項）及び同項第２号の行政監査（同法第 199 条第２項）を、同法第 199 条第４項の規定に基づき実施しました。

２　監査の対象及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか検証、確認するとともに、令和７年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証することに着眼し、これらに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

３　監査の実施内容

ア　実施箇所

（経営企画部）

総務課、企画課、振興課、港営課、建設課、防災営繕課

（　室・局　）

出納室、議会事務局、監査委員事務局

イ　監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの説明及び聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、令和８年８月25日及び９月10日の計２日間、監査委員が当管理組合において、関係者から説明を受け、聴取を行うなどにより、実施しました。

第２　監査の結果及び意見

監査基準に従い監査した結果、概ね、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めていると認められましたが、次のとおり、事務事業の執行等に関する意見がありますので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

【四日市港管理組合全体】

（１）時間外勤務について

目標値は管理組合全体では達成しているが、年間で360時間を超える時間外勤務者が５名となっている。要因が明確でやむを得ないところもあるが、時間外勤務時間数の多い職員、休暇取得の著しく少ない職員を把握し、組織として均衡がとれるよう引き続きマネジメントされたい。

【振興課】

（１）航路対策に関する補助金制度について

荷主企業又は船会社に対する補助金制度については、港勢拡大につながるよう事業者が利活用しやすいものとするとともに、定期的なブラッシュアップに努められたい。

【振興課・建設課】

（１）周辺道路の整備について

令和８年３月に四日市港港湾計画に位置づけられた「臨港道路霞・四日市線」の整備

計画については、一歩を踏みだしたところであり、今後に向けた努力をあらためてお願いしたい。

また、東海環状自動車道の全線開通時期は現時点で未定ではあるが、物流の見直しには時間がかかることから開通までの期間を有効に活用し、ポートセールスに努められたい。

【議会事務局】

（１）海外港湾事情調査について

組合議員の海外港湾事情調査については、構成団体である県及び市からの負担金を財源に行われているものである。調査結果を議会で報告しているが、調査人員については現状の規模を原則とし、その必要性を十分に精査するとともに、調査成果の十分な還元を図り、県民・市民への説明責任を果たすよう努められたい。